

特集3

都市と家族の問題

婦人の就労化と家族問題

神田道子〈東洋大学助教授〉

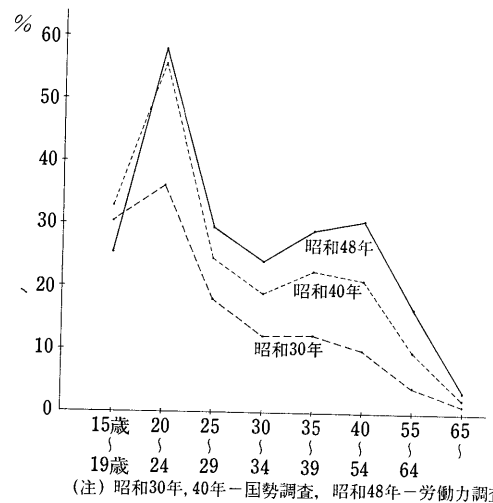
1——就労化の拡大とその背景

職場で働く女性の増加はめざましい。昭和25年の国勢調査によると、雇用者として働く女性は361万人で、これは15歳以上人口の12.5%であったが、昭和48年には1,186万人まで増加し、15歳以上の女性のうち28.0%が雇用者で占められるまでになった。この23年間に8人に1人から3.6人に1人が職場で働くようになったのであるから、その変化は非常に大きいといえる。

この雇用者の増加は、図1にみられるように、教育水準の上昇と関連して、通学者が多い15歳から19歳をのぞいては、どの年齢層においても共通におこってきているが、30歳以上ではとくに増加率が高い。そのうちでも40歳以上はさらに増加が著しく昭和30年から48年の間に3倍以上になっている。35歳から54歳の中年期の女性は、現在、3人に1人が職場で働いている状態が生まれている。

このような中年層における著しい変化は、昭和30年から48年の間に、20歳から24歳の若年層と、35歳から54歳の中年層に山がくる二山型の就業構造を定着させることになった。これらを女性のライフパターンとしてみると、学校卒業後就職し、結婚あるいは出産を機会に退職し、子どもの手が

図一 年齢階層別女子雇用率の変化



目次

- 1——就労化の拡大とその背景
- 2——就労化に伴う問題
 - (1) 子どもの保育
 - (2) 家事
 - (3) 老人の世話

はなれる35歳前後から再び就職するという職業中
 断型が増加していることを意味している。それと
 ともに、婦人労働者の特性も変化し、未婚、若年
 層中心という特性はくずれ、既婚、中高年齢層の
 占める割合が高まっている。表1はその変化を如
 実にしめしている。昭和30年には、まだ未婚者が
 65.2%をしめており、有配偶、離死別をあわせた
 既婚者を上回っていたが、昭和48年現在では既婚
 者が59.0%にまで増加し、未婚者が中心である
 という特性は明らかにくずれている。また年齢構成
 でも、労働力調査によると、昭和48年現在で30歳
 以上が53.9%をしめており、若年層中心とはい
 えなくなっている。

このような女性の就労化が拡大してきた背景に
 は、女性の生活構造の変化と、女性の就労にたい
 する需要側の要求とがあった。

女性の生活構造の変化で、第一にあげられるの
 は、生活周期である。子ども数が少なくなったこ
 と、寿命がのびたことによって、生活周期は著し
 く変わった。かつての女性は、生涯の大部分が育
 児でしめられていたのが、育児に手がかかる期間
 （ここでは育児期とよぶ）が大幅に短縮され、そ
 の後に続く育児から解放され、比較的余暇が多い
 期間が生まれ、それがしだいに長くなってきた。
 この期間は活動の内容から名づけられている育児
 期、教育期に類する名称は、その活動内容が確立
 されていないためにまだないので、ここでは一応
 中年期というようによぶことにする。

表一 女子雇用者の配偶関係の推移（非農林業）

	総 数		未 婚		有配偶		離死別	
	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%
昭和30年	489	(100.0)	319	(65.2)	100	(20.4)	70	(14.3)
40	909	(100.0)	496	(54.6)	308	(33.9)	105	(11.5)
48	1,179	(100.0)	482	(40.9)	570	(48.3)	126	(10.7)

(注) 昭和30, 40年国勢調査, 昭和48年労働力調査

この変化は日本だけでなく西欧においても共通
 であり、ミュルダールとクラインは(『職業と家庭』
 昭和43年, ミネルヴァ書房), 1954年と100年前の
 1854年の女性の生活周期を比較しているが、それ
 によると、1854年の女性は、子どもを6人も生み、
 寿命も短かったので、子どもを育てるだけで一杯
 で、結婚後は育児期のみしかなかった(ミュルダ
 ールらは家庭期と名づけている)。それも末子が
 15歳になる以前に女性は生涯を終っており、育児
 期さえも最後まで終わっていない状態であった。と
 ころが100年後になると、末子が15歳になるの
 は、42歳のときであり、その後、生涯が終わるま
 までには32年間もの期間が残されているようになった。

最近では平均寿命がさらにのびており、子ども
 も2人が普通になってきているから、育児から解
 放された中年期以降が、さらに長くなる傾向をし
 めており、生涯の半分近い期間が育児期以後に
 つけ加わることになる。そしてこの期間の女性
 の役割については明確になっていないのである。

生活周期の変化とも関連しているが、第二の変
 化は生活時間構造である。内容的には必要家事労
 働時間が減少し、余暇時間が増加してきたこと
 である。総理府の『婦人に関する意識調査』(昭和
 48年3月)によっても、仕事や生活に必要な時間
 を除いて、暇な時間があるほうだと答えているの
 は、調査対象の女性の56.4%をしめており、とく
 に家事専業主婦では70.3%にものぼっている。

このような生活時間構造の変化は、家族数の減
 少、家事労働の質的变化によっておこってきた。
 家族数の減少は夫婦家族の増加、子ども数の減少
 によっており、この家族数の減少は家事の量を減
 少させた。食事のしたくにしろ洗濯にしろ、家族
 数によって、それに要する家事量は相当なちがい
 があるのは明らかであり、それによって女性の家
 事労働負担は少なくなり、家事労働時間を減少さ

せることになった。それと同時に家事労働の質的変化の影響もまた大きい。食品や衣料の製造が工業化され、技術革新によって大量生産が行なわれるにしたがって、家事もこれらの既製品を買い、消費することに主力が移ってきた。下着から普段着まで、かつては主婦が自分の手で家族全員のものを作っていたのが、既製品を利用するようになった。それに要する時間も少なくてすむようになった。食料についても同様である。さらに、洗濯機、炊飯器、冷蔵庫などが導入され、家事が軽減された。

このような変化によって家事労働時間は短縮され、余暇時間が増加した。だがここでつけ加えておく必要があるのは、家事労働時間の短縮は、あくまでも家庭生活を維持していくために不可欠な時間が短くなったということである。家事はその特性として職業の場合とはことなり、余暇的な活動をも含めることができる。たとえば、料理やあみもの、ししゅうでも趣味的な活動と区別できにくいということがある。これらの活動をもすべて家事労働としてとらえれば、短縮されているとはいえなくなる。このあたりの区別は明確にされていないこともあって、NHKで行なっている生活時間調査では、昭和35年と比較して45年のほうがむしろ家事労働時間は長くなっているという結果がでている（NHK放送世論調査所『日本人の生活時間』1970年）。

この家事労働時間の減少は、育児から解放された中年期以降にとくに顕著にあらわれる。そこで余暇時間が多く、しかも女性の役割が明確でない期間が、女性の生涯のかなりの部分をしめるという状態が生まれたのである。

だが一方では、電化製品や既製品の利用によって、家計のなかで消費支出部分がかさみ、加えて物価の上昇によって、少しでも収入をふやしたいという希望が強まった。それに拍車をかけたのが

教育水準の上昇であり、子どもを大学まで進学させることを希望している家族がふえ、そのために教育費の準備が必要になった。この経済的必要は主婦の就労化の大きな要因になっている。経済的必要以外にも、女性の高学歴化とも関連して、職業を通じて個人としての能力を發揮していきたいという意識を持った女性が増加し、これもまた就職希望を形成する要因になった。だがこの層は、仕事の内容が問題にされ、選択性が強いから、就職希望と現実の就労化との間にはずれが大きい。だが今後の方向を考えると、高学歴化がすすむなかでこの層は無視できないだろう。

女性の側で就労化をすすめる状況が形成されたと同時に、需要側にもまたそれをすすめる状況があった。

基礎的な背景としては、産業構造の変化によって雇用労働が増加したことがある。そしてさらに昭和35年以降の高度経済成長によって経済が拡大し、労働力にたいする需要が増大した。ところがその需要に応じるもっとも効率がよい若年労働者は、進学率の上昇にみられるように通学者が多くなり、著しく少なくなった。そこでこの労働力不足を埋める層として余暇が生まれ、しかも就職希望を持っている主婦層にたいする需要が高まった。この層は性別役割分業にもとづく家族制度のもとでは、生計維持を主として担当するのは夫であり、主婦は経済的必要のために働くといっても家計補助ということになる。したがって、低賃金で雇用できた。さらに技術革新が行なわれ、機械化により仕事内容が単純化され、熟練を必要としないようになり、未経験で長い間、職業についていない層でも働けるようになった。これらは女性の就労にたいする需要を高めることになった。

これまでのにのべてきたような女性側、需要側の状況に関連して、女性の就労化の拡大がもたらされたといえよう。

女性は結婚後は家庭に入り、家事、育児を行なうことが期待され、長い間、それが規範になってきた。このようななかで女性が職業を持つというのは、今までの規範からいえば女性の役割を逸脱しているわけで、当然、そこにさまざまな問題が生まれる。とくに女性の役割とされてきた家庭内のことがらについては、就労化のもたらす影響は大きい。ここでは、子どもの保育、家事、老人の世話の三つをとくにとりあげて、問題を明らかにしたい。

(1) 子どもの保育

職業を持つ女性の最大の悩みは子どものことである。母親が働いている間、子どもの保育をしてくれるところがないとか、子どもとのコミュニケーションが十分でないとか、目がとどかない、おばあちゃん子になるなど、多くの問題をかかえている。女性の就労と子どもの保育とが両立しにくく、たとえ職業を継続したくても、子どもの保育のために、やめていく女性が多い。とくに学齢前の子どもの持って働いている女性の場合には職業と育児の両立の悩みは大きい。職業研究所の調査（『乳幼児をもつ働く婦人と保育』1974年）によると、子どものことで常に悩んでいる女性が24.1%、時々悩んでいるのが57.6%にのぼっており、とくに3歳未満の子どもの持っている母親では27.5%から29.9%が常に悩んでいるという結果がしめされている。そして、自宅に世話をする人がいない場合には、他家にあずけるか、保育施設にあずけるかであるが、零歳児では保育施設も少ないこともあって、他家にあずけて働いている女性が29.6%もいる。

現状では保育施設が量的に不足していることがもっとも大きな問題にされているが、同時にそこ

での保育内容が質的にもレベルが高いものであることが必要である。

保育の質と関連して、保育時間についても、フルタイマーで働いている場合には、それにあわせて保育所の開所時間を長くしてほしいという要望が強い。実際に親が職場から帰宅する時間まで保育所と他家にあずけるというような二重保育をしている例も、かなりみられるから、この要望は現状では保育の質を高めるために、当をえているが、視点をかえて、というよりも視点の照準をもうすこし先にすえた場合に、保育時間を長くするのが望ましいかどうかの問題になってこよう。もちろん、子どもの年齢と関連してくるであろうが、子どもの健全な成長のためには、保育所にあずける時間がどのくらいが適当かが検討されなければならないだろう。そしてその結果にあわせて、就労時間のほうが制限されるということがあってもよいのではないか。たださきにものべたように、就労時間については、対策が構じられないままに、保育所であずかる時間が短いのでは、それは保育の質の低下になり、子どもの健全な成長を阻むわけで、子どもに視点をのいた保育内容の充実も、短期的、長期的の複眼的な視点で行なわないと、子どもにとってマイナスになりかねない。それに加えて、問題になってくるのが、子どもの健全な成長と女性の職業における地位との関連である。たとえば、子どもにとって、保育所にあずける時間は、6時間以内がよいという結果が出たとしよう。そこで、子どもを持つ母親の就労時間は、とくに6時間に短縮された場合に、それが子どもを育てている女性の地位の低下につながるであろうことは容易に予測できる。パートタイマーは、その例であり、育児や家事との両立のために、就労時間の短い働き方を選択しているが、その地位は不安定であり賃金も低い。この場合には育児に要する時間が保障されていないから、自分で短時間

就労形態を選択しているのであるが、フルタイムとして働いている女性に、子どもの年齢に応じて育児時間が保障されたとしても、それが性差別につながっていく危険は大きい。

女性の就労化に伴う育児の問題については、子どもの健全な成長という視点で短期的、長期的という複眼的視点が要求されると同時に、性差別という視点が同時に必要になってくる。これは、子どもを保育する役割は女性にあるのかどうかという、性別役割分業の検討をも内容として含むことになる。

学齢以上、とくに小学校低学年の子どもの保育も、また問題である。学齢まではなんとか保育所にあずけていたのが、学齢に達するや、保育所に通う資格を失ない、まだ学校の授業時間も短い低学年では下校後の保育が放置されることになる。いわゆる「かぎっ子」といわれて問題になった。それにたいして、学童保育所が設けられ、下校後の子どもの保育が行なわれているが、これがまた国の方針も明確でないままに制度化がおくれている。各地方自治体で独自にとりくまれているが、保育所の設置場所、指導員、開所期間など、保育所以上に問題が多い。たとえば保育所の開設期間は学校の学期と合わせて行なわれ、夏休みになると休みになる保育所もみられ、子どもが夏休みになったからといって職業を休むことができない母親たちは、その間の保育をどうするかで悩む。パートタイマーとして働いている場合にも学童保育所は必要であり、この層のなかには夏休みや春休みなどの、子どもの学校が休みになるたびに、離職し転職をくり返すという例もみられる。

この学童保育所については、児童の校外活動の一貫として、とりたてて留守家庭の児童を対象にした保育を行なわないという考え方や、学童保育をとくにとりあげて行なうことを求める考え方がみられるが、これもまた、前にのべたと同様に

長期的、短期的な複眼的視点からのとりあげ方が要求される。たしかに、将来の方向として校外活動として行なわれるのが望ましいと思われるが、それでは現実に困っている児童の保育を解決することにはならず、健全な育成の方向とはいいいながら、それに固執するかぎり現実には健全な育成が逆に阻害されることになる。

現状では、この長期的、短期的にみた場合に、ややもすると矛盾する状況をどのように整理し、一本の上昇線の上に位置づけるかが問われている。

2) 家事

女性の就労化に伴う問題として第二に家事がある。

家庭が「いこいの場」としての機能を果たしていくためにも、家事は欠かせない作業である。家事の内容としては食事の準備、後片付け、買物、掃除、洗濯などがあげられるが、これらはいずれも女性の役割とされてきた。夫は生計の維持、妻は家事、育児を行なうという性別役割分業にもとづく家族制度は、長い間、男性、女性の行動を支配してきた。女性が職業を持った場合でも、基本的には、この性別役割分業にもとづいており、家事、育児にさしつかえない範囲で、職業につくことになる。それによって形成されたのが婦人労働者の特性であり、かつて結婚後は家事、育児だけで一杯だったときには、未婚、若年層中心、短期勤続性などとしてあらわれたし、最近のように、中年期になると家事、育児の役割が減少すると、育児期は家庭に専念する職業中断型の増加、パートタイマーとしてあらわれる。

ところが職業中断型といえども、既婚女性であれば、家事はその役割とされている。そこで、既婚女性の就労化がすすむとともに、家事の負担が問題になってきた。総理府で行なった職業を持っている既婚女性についての調査（『婦人に関する

意識調査』職業と家庭——昭和48年)によると、夫が、平常、家事を手伝うのは半数近いが、のこりの半数強は、全然手伝っていない。また、主婦と子どもの家庭で、子どもが病気の場合には妻が仕事を休むのが93%をしめている。子どもの学校のことで62%は妻が仕事を休んでいっているという結果がしめされている。

このように、女性は家事の負担をしたままで、職業に進出しているのである。そこで、女性に過重負担になり疲労が蓄積されていく。それと同時に時間的にも、家事を十分に行なえず、家事の粗放化につながる。比較的高収入層では、家事を合理化するために電化製品を備えるとか、少々高くても手間のかからない食品を利用するなどして、ある程度の粗放化を防ぐこともできるが、それも限度があり、主婦にかわって家事をしてくれる人が家庭にいないかぎり、粗放化はさけられない。

このような状態は「いこいの場」として家庭の機能を低下させることになり、決して望ましいことではない。それにたいして、一つは個別の家庭で行なう家事を少なくしていくという方法が考えられる。既製食品の普及や共同洗濯所なども考えられよう。だが、現在はその利用も、さきにあげたように高くつくという欠点を持っている。第二には、家庭内における役割分担を変えていくことである。女性が職業を持ち、生計の維持に寄与していることは、すでに性別役割分業が崩れつつあることをしめしているのであるが、家事の分担については、今だに女性に集中している。女性は職業と家庭の仕事の二重の役割負担というかたちで役割変化がすすみ、男性のほうは依然として、職業のみでは、問題がないほうがむしろおかしいといえよう。

だがこの男性における役割変化のさざしも見えている。東京都の調査（『婦人労働の実情』昭和49年）によると共働き家庭の家事分担で、炊事、

掃除、洗濯、買物について、妻の年齢が高くなるにしたがって、夫が「ほとんどしない」比率が下がっている。妻の年齢が高くなるというのは、夫の年齢も高いことであり、これは多分、妻が長く働いていた層であろう。このように考えると女性が職業を長く継続するにしたがって、家庭内における役割分担も変化してくるとみられる。それもパートタイマーではなくフルタイマーとして働いている場合に変化する可能性が大きい。

女性の就労化の拡大は、家事分担を変化させる必要性をもたらしている。

(3) 老人の世話

第三の問題点は老人問題と重なる。女性の就労化によって子どもの保育が課題になったが、それと同様に、いやそれ以上に深刻な問題として老人の世話をどうするかという問題がでてくる。家庭内の老人の世話は女性の役割とされてきた。だがその女性が職業をもっている場合にどうなるかである。

現在、総理府の調査によると60歳以上の者のうち75%は子どもと同居しており、同居にたいする意識は、別居が望ましいと考えているのは地域によって差があるが、60歳以上では、もっとも多い地域でも10%であり、40~59歳の者でも14%である。このように大部分の者は同居を望んでいるのである（『老後の生活と意識に関する調査』昭和49年、49年版厚生白書より引用）。

一方、家族構成という点から考えると、現在、しだいに1夫婦あたり2人の子どもという形態が広がってきているから、遠からず、1人の子どもが1人の老親の世話をするという状態が生まれることになる。そうなると1夫婦が老人2人の世話をすることになる。

老人が病気などで日常的な世話を必要とするような状態になったとき、共働き家庭ではそれにど

う対処してよいのかは、現在のところむずかしい。結局、老人の世話、とくに寝たきり老人の場合には、個別の家庭の役割とされていたもののうち、可能な部分を社会的な役割へと移行させていく以外には方法はないだろう。老人病院、家庭巡回サービスなど社会的施策との相互関連によって行なわれる方向なのではないだろうか。

もう一つ指摘しておく必要があるのは、夫と妻の結婚年齢の差が縮まってきていることと、女性の平均寿命が男性をかなり上回っていることから、おこってくると予測されるのであるが、老人人口に占める女性の割合が多くなると、1夫婦が両方の母親の世話をする状態が生まれる可能性が大きい。女性の場合、とくに家事専業の主婦の場合に、経済的自立性が低いから、老後の生活を保障する年金の支給が、よりつよく要求される。また、子どもを生きがいにしている女性が多い現状が、これからも続くとしたら、2人の母親が家族として同居する状態は、家族関係における緊張をもたらす危険がある。この点からも、依存から自立へという女性の課題は大きな意味をもってくる。

女性の就労化の拡大、とくに既婚女性の就労化の拡大は、さまざまな家族問題を生んでいる。それらの問題の解決は家族の機能を社会的機能に移行させる、性別役割分業にもとづく家族制度を変えるというような、家族にかかわる大きな変化を含んでいる。それだけに解決の方向には論議がわかれるが、しかし、女性は現実の問題をかかえ悩んでおり、その対策が急がれる。